



目次	ページ
告示	
○高知県立池公園の指定管理者の指定の取消し (公園下水道課)	1
◎告示 (高知県立池公園の指定管理者の指定)の一部改正 ( )	1
公告	
○高知県立県民文化ホールの指定管理者の募集 (文化・国際課)	1
○高知県立池公園の指定管理者の募集 (公園下水道課)	2

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第14号**  
高知県立池公園の設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第64号）第21条第1項の規定に基づき高知県立池公園の指定管理者の指定を取り消したので、同条例第22条第3号の規定により次のとおり告示する。  
平成25年1月15日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称  
高知県立池公園
- 2 指定管理者の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市朝倉甲284番地4  
平成緑化建設株式会社
- 3 取消し年月日  
平成25年1月11日
- 4 指定の取消しの効力発生年月日  
平成25年4月1日

**高知県告示第15号**  
高知県立池公園の設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第64号）第21条第1項の規定に基づき高知県立池公園の指定管理者の指定を取り消したので、平成24年2月高知県告示第87号（高知県立池公園の指定管理者の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年1月15日  
高知県知事 尾崎 正直  
3中「平成27年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

-----  
公 告  
-----

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例（昭和51年高知県条例第15号）第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。  
平成25年1月15日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
  - (1) 施設の名称  
高知県立県民文化ホール（以下「ホール」という。）
  - (2) 施設の所在地  
高知市本町四丁目3番30号
  - (3) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) ホールの利用の許可に関する業務
  - (2) ホールの利用料金の徴収に関する業務
  - (3) ホールの施設、附属設備等の維持管理に関する業務
  - (4) ホールの設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務
- 3 指定期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。
- 4 応募資格  
高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、かつ、3の指定期間中、ホールの利用において、県民の平等利用を確保し、ホールの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、ホールの管理運営を安全かつ円滑に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。
- 5 指定の手続
  - (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参すること。  
ア 2の業務に関する事業計画書  
イ 2の業務に関する収支予算書  
ウ 2の業務に関する管理代行料提案書  
エ 定款、規約その他これらに類する書類  
オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体に

- あつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）
- カ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- キ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書
- ク アからキまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類
- (2) 募集期間は、平成25年1月15日（火）から同年3月15日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午前零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。
- (3) 現地説明会を平成25年1月30日（水）午前10時から開催するので、応募をするものは、必ず参加するものとし、参加することについて、7に事前に申し込むこと。
- (4) 応募をするものは、必ず平成25年2月1日（金）午前8時30分から同月28日（木）午後5時までの間に公募参加表明書を7に提出すること。
- (5) (1)の提出書類の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (6) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。  
なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項は、高知県文化生活部文化・国際課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/140201/>）からも入手することができる。
- (7) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 6 その他  
県は、指定管理者とホールの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。
- 7 指定管理者指定申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先、公募参加表明書の提出先及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2-20  
高知県文化生活部文化・国際課  
電話番号088-823-9790 ファクシミリ番号088-823-9296  
電子メールアドレス140201@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県立池公園の設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第64号）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成25年1月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
  - (1) 施設の名称  
高知県立池公園（以下「池公園」という。）
  - (2) 施設の場所  
高知市池
  - (3) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) 池公園における行為及び池公園のテニスコートの利用の許可に関する業務
  - (2) 池公園における行為及び池公園のテニスコートの利用に係る利用料金の徴収に関する業務
  - (3) 池公園の施設、設備及び植栽の維持管理に関する業務
  - (4) 池公園の設置の目的を達成するための事業の企画及び実施に関する業務
- 3 指定期間  
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。
- 4 応募資格  
高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、かつ、3の指定期間中、池公園の利用において、県民の平等利用を確保し、池公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、池公園の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。
- 5 指定の手続
  - (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。
    - ア 2の業務に関する事業計画書
    - イ 2の業務に関する収支予算書
    - ウ 2の業務に関する管理代行料提案書
    - エ 定款、規約その他これらに類する書類
    - オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限

る。)

- カ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
  - キ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書
  - ク 法人にあっては、直近の法人県民税、法人事業税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
  - ケ 法人以外の団体にあつては、当該団体の役員名簿
  - コ グループでの応募の場合にあつては、その構成員の役割分担に関して記載した書類
- (2) 募集期間は、平成25年1月15日（火）から同月29日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分（平成25年1月29日にあつては、午後2時）までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成25年1月29日午後2時までに7の提出場所に必着すること。
  - (3) (1)の提出書類の提出のあつたものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
  - (4) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。  
なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項は、高知県土木部公園下水道課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171801/>）からも入手することができる。
  - (5) (1)の提出書類に虚偽の記載があつた場合は、失格とする。
- 6 その他  
県は、指定管理者と池公園の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。
  - 7 指定管理者指定申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2-20  
高知県土木部公園下水道課  
電話番号088-823-9853  
ファクシミリ番号088-823-9349（高知県土木部都市計画課内）